

(公 印 省 略)
環整第1181号の2号
令和2年8月20日

一般社団法人兵庫県水質保全センター会長 様

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課長

新型コロナウイルス感染症状況下での浄化槽保守点検業に関する講習会
並びに浄化槽保守点検業更新登録申請にかかる本講習会修了証の取扱い
の周知について (依頼)

平素は、兵庫県の浄化槽行政の推進に御協力賜り、御礼申し上げます。

標記のことについて、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第12条第2項及び同条例施行規則第16条では、浄化槽管理士に、浄化槽の保守点検業の登録の有効期間毎に、知事が指定する者が実施する浄化槽の保守点検の業務に関する講習会（以下「講習会」という。）の受講を義務付けています。

これに関し、条例の遵守を確認するため、講習会の修了証を浄化槽保守点検業更新登録申請の際に添付いただいているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、講習会の開催が未確定であることから、有効期間の満了日までに修了証の発行が見込めない状況にあります。

については県所管の浄化槽保守点検業更新登録において、申請時の取扱いを下記のとおりとしましたので、貴会員に周知いただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 浄化槽保守点検業更新登録申請の際、当該事業者の登録の有効期間内に受講した講習会の修了証が添付できない場合は、任意様式にて次回講習会を確実に受講する旨、誓約書等を添付すること。
なお、誓約書には以下の情報を記載すること。
 - (1) 受講する浄化槽管理士の氏名
 - (2) 受講後修了証が発行された際の速やかな提出
- 2 本取扱いについては新型コロナ禍が収束し、通常どおり講習会を開催できるまでの暫定的な取扱いであること。

【問合せ先】	農政環境部環境管理局環境整備課 循環型社会推進班 TEL : 078-362-3279 FAX : 078-362-4189 E-mail : kankyouseibika@pref.hyogo.lg.jp
--------	---